

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：32606

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12634

研究課題名（和文）租税法と諸私法の関係の機能的分析

研究課題名（英文）Functional Analysis of the Relationship between Tax Law and Private Law

研究代表者

長戸 貴之（Nagato, Takayuki）

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：90632240

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：この研究プロジェクトは、租税法と私法との機能的関係を調査するために行われた。この研究では、役員報酬、有限責任制度、金融規制、相続・贈与、株式対株式M&A、企業信託、組織再編成、知的財産法などの様々な分野において、税法が私法に及ぼす広範な影響を調査した。このプロジェクトでは、具体的な問題を取り上げ、潜在的な租税立法政策を検討し、研究成果は複数の日本および海外の学術誌に掲載された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

租税法が、あらゆる経済取引において無視することのできない重要性を有することを具体的な論点との関係で明らかにしたことに社会的意義がある。とりわけ、租税法以外の法分野においては税の存在を無視して立法論、解釈論を展開するか、あるいは、課税理論を検討することなく、課税が私法上の取引を阻害すると論じられがちであるが、そのようなアプローチでは社会的に最適な法制度の設計はできないため、租税法と諸私法の相互関係をより立体的に解明したことに本研究課題の学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research project was undertaken to investigate the functional relationship between tax law and private law. The study explored the extensive impact that tax law has on private law in various areas, such as executive compensations, limited liability systems, financial regulations, inheritance and gifts, Stock-for-stock M&As, business trusts, reorganization, and intellectual property law. The project addressed specific issues and considered potential tax legislative policies and the research output was published in several Japanese and foreign journals.

研究分野：租税法

キーワード：租税法と私法 役員報酬 M&amp;A

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景には、「租税法と私法」論について、その先駆的業績である金子宏「租税法と私法 借用概念及び租税回避について」、『租税法理論の形成と解明(上)』385頁、416頁〔初出1978〕において租税法の重要性が唱えられていたにもかかわらず、我が国の租税法学界には租税法と私法の相互関係を意識した租税法論を展開する研究が不足していたことがある。本研究課題の開始にあたっては、伝統的には公法、とりわけ行政法の各論として位置づけられてきた租税法と、民法・商法をはじめとする諸私法との関係を、これまでの租税法解釈論における「租税法と私法」の枠組みから一歩進展させ、さらに立法論にまで射程を広げて機能的に考察しようとする点で学術的独自性及び創造性を発揮することを企図していた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、租税法と諸私法との関係性を、その相互作用、具体的には、私法上の行為を税制が妨げていないか、また逆に、私法上の問題を、税制を通じて改善することができないか、といった視点と、私法上の目的を達成するために租税法上の原理原則が維持できなくなるか、またそれはどこまで許容されるか、という相互作用を機能的に分析することにある。とりわけ、個別具体的な事象を素材として抽象的なものにとどまらず具体的な立法論を展開することを目的とした。

### 3. 研究の方法

研究方法は、主として、租税法と諸私法との関係性を、諸私法分野と租税法分野におけるそれぞれの議論を咀嚼しつつ、相互の関連性を意識した上で、外在的な評価基準を定立するために、法と経済学、コーポレートファイナンスの理論を基礎に機能的に分析する手法をとった。また素材とする事象の性質に応じて適宜比較法研究の手法を採用した。ただし、比較法研究といっても、外国の議論を参照してそれを我が国に持ち込むという発想は一切排除し、あくまで機能的な観点からの分析を基礎にした上で諸外国における実践や問題のあらわれ方を把握するために比較法研究を行った。

### 4. 研究成果

研究成果は、個別具体的に設定した論題ごとに具体的な結論として導出しているため、その詳細は個々の研究業績を参照していただくほかないがここでは特に主要な業績について類型化しつつおおまかな論点と結論を示す。

#### エージェンシー理論と租税法

コーポレートファイナンスの理論においてはエージェンシー理論に基づく分析が重要な地位を占める。とりわけ会社法分野においては、負債のエージェンシーコストと株主のエージェンシーコストに関する分析が重要である。負債のエージェンシーコストが発生する局面としては、会社法制において有限責任制度が採用されているがゆえに、会社の意思決定におけるエージェントたる株主とプリンシパルたる債権者との間の利害の不一致が生じ、エージェントたる株主に過大なリスク・テイキングの誘因が構造的に発生している。このような株主による過大なリスク・テイキングが行われた事例として、東日本大震災による福島第一原発事故を取り上げ、さらに、その際の東電の再建計画において既存株主を排除しなかったことが、別途、租税法上の問題を生じさせていることを明らかにした(“Tax Losses and Excessive Risk Taking under Limited Liability: A Case Study of the TEPCO Bailout after the Fukushima Nuclear Disaster,” *Columbia Journal of Asian Law*, vol.32(1), pp.139-180; 「責任財産としての租税属性」金子宏 = 中里実編『租税法と民法』(有斐閣、2018))。

また、株主のエージェンシーコストとしては、プリンシパルたる株主とエージェントたる経営者との間の利害の不一致から、経営者が過小なリスク・テイキングを行う可能性が存在する。とりわけ、我が国上場会社においては、伝統的に金銭報酬の割合が高く、経営者はリスクをとった経営を行わないといわれてきた。この問題を法人税法上の役員給与に関する損金算入制限規定がいかに作用するかを分析し、結論としては、租税法上の役員給与に関する損金不算入規定は、もともとコーポレートガバナンスが機能していない会社においては、損金不算入の不利益を経営者側ではなく、株主に負わせるものにすぎないからコーポレートガバナンス改善のために一定の株式報酬についてのみ損金算入を認めるといった政策的な手法にはさほど期待できないと結論した。他方で、上場会社のように所有と経営が分離した企業については、株主の目からみて費用として役員給与を払っているのであれば、特段法人税負担を不当に減少させる構造的なインセンティブは発生しないのであるから、同族会社とは異なり、さほど厳格な損金算入制限規定を設ける必要はないことを論じた(「法人税法における役員給与：エージェンシー理論を踏まえた検討」*民商法雑誌* 154巻3号448頁(2018))。

## M&A と租税法

企業の合併・買収(M&A)は、企業の成長、ひいては社会における富の創出において大きな役割を果たすが、M&A にもない企業資産や株式が移転することは租税法上のキャピタルゲイン・ロスへの課税を生じさせる。我が国の法人税法においては、組織再編税制が整備されており、一定の場合に移転資産や株主が手放す対象企業株式についてのキャピタルゲイン・ロス課税を繰り延べることが認められているが、株式を対価とする M&A においては、対象企業の 100%の株式を株式のみを対価に取得するのでない限り適格組織再編成とならず、課税繰延が認められないことから、欧米において主要な M&A の手法である株式対価 M&A が我が国においては行われてこなかった。令和元年度会社法改正において新たに対象会社の株式の 100%未満を取得するための仕組みとして「株式交付」制度が創設されたことから、法人税においても、株式交付に課税繰延を認めるべきかを検討する必要が生じた。そこで、本研究では、理論的に株式対価 M&A に課税繰延を認めることが正当化できるのはいかなる場合であるかを整理した(「企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察:株式交付などの株式対価 M&A を題材に」学習院大学法学会雑誌 56 巻 1 号 131 頁(2020))。また、二段階買収の形で株式対価 M&A を行う場合の論点を提示した(「株式を対価とする二段階買収における課税繰延措置:段階取引の法理の一側面」税研 36 巻 4 号 23 頁(2020))。さらに、令和 3 年度税制改正による租税特別措置法への株式交付税制導入後の株式交付実施事例を分析して、上記の理論的整理から望ましい類型の株式交付が行われているかを検証し、特に資金需要の強い上場企業によるスタートアップ企業の買収手法として用いている場合に課税繰延を正当化できるが、実際にそのような類型の事案で株式交付が行われている事例が多いことを確認し、同時に、個人の資産管理会社による利用は望ましくなく法改正が望ましいことを指摘した(「スタートアップ企業によるイノベーションを促進する税制の設計のあり方:令和 5 年度税制改正大綱を踏まえて」租税研究 881 号 145 頁(2023))。また、課税繰延に関し、実務上用いられていない事業信託について、事業の切り出しの際に一定の場合に課税繰延が認められる点に、組合や匿名組合・合同会社を用いる場合と比較しての利点を見出した(「事業信託と課税 制度間競争の観点から」トラスト未来フォーラム『商事信託法と株式会社法の比較研究』(2024 年))

組織再編税制は課税の繰延だけでなく、繰越欠損金をはじめとする租税属性の引継ぎを許容する効果もあるため、繰越欠損金の引継ぎを目的とした組織再編の形で濫用されるおそれがある。そこで近時、組織再編に関する行為計算否認規定(法人税法 132 条の 2)が適用された事件を素材にその是非を検討した。結論としては、我が国ではそもそもいかなる場合に租税属性の引継ぎを認めるべきかの理論に関する共通土台が形成されていないにもかかわらず、司法が立法府に代わって租税属性引継ぎに関する理論的基礎のない形での法形成を行っている可能性があり、租税法主義の民主的側面を損なっている上、我が国企業のリスク・テイキングを抑圧する税制にしてしまっている可能性を指摘した(「組織再編税制における租税回避: 個別的否認規定の観点から」租税法研究 50 号 70 頁(2022))。

## 知的財産と租税法

経済活動における無形資産(知的財産)の占める重要性が増していることに起因して、租税法が無形資産創出にいかに関与すべきかが重要な論点となる。また、無形資産の性質に起因する国際的な税逃れへの対処が国際的な共通課題となってきた。本研究では、イノベーションを創出する主体としてスタートアップ企業を念頭に我が国の税制がイノベーション創出に資する制度設計となっているかを検証した。その結果、リスク・テイキングへの中立性が確保されておらず、研究開発税制等のイノベーションの有する正の外部性を内部化する機能を果たす租税特別措置の設計上、繰越や還付を認めていないために、事業の初期段階で安定的な利益を計上することが困難なスタートアップ企業にとって利用できるものとなっていない点が国際的にも顕著な特徴である点を指摘し、また、歴史的に改正を積み重ねられてきた優遇税制が過度に複雑化し、時間的・資金的制約の大きなスタートアップ企業には利用しにくいものとなっていることを指摘した(“Designing a Tax System that Encourages Innovation in Start-ups,” Public Policy Review, Vol. 20(1), pp.1-33 (2024); 「スタートアップ企業によるイノベーションを促進する税制の設計のあり方」フィナンシャルレビュー152号 57 頁(2023))。

さらに、無形資産を利用した多国籍企業による国際的な税逃れに対処すべく、OECD/G20 の枠組みで「経済のデジタル化がもたらす課税上の問題」プロジェクトが進行しているが、当該プロジェクトの 2 本の柱が、巨大多国籍企業の超過収益(その大部分は知的財産、無形資産に起因)に対する各国の課税権の配分ルールとしての綱引きとなっている状況を指摘し、とりわけ国際的な合意を得た案が、事実上、これまで国際的な租税競争において便益を得てきた投資ハブ国にとって極めて有利な仕組みとなっており、他方で我が国に数多く所在するタックスプランニングに熱心ではない巨大多国籍企業は、第 2 の柱への対応のために多大な納税協力コストを負うことになる点を批判した(“Pillar 2 as a De Facto New Revenue Allocation Mechanism,” Tax Notes International, vol. 112(1), pp. 23-37 (2023))。

租税法と私法に関する判例研究

伝統的な租税法と私法論の一環として、租税法と私法との交錯領域になるような事案についての判例研究を行った。

以上、 - に類型化される本研究の成果によって、租税法と諸私法との間の相互関係がより明確になり、両者を立体的に考察することの重要性を明らかにすることができたのではないかと考える。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計21件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 Takayuki Nagato	4. 巻 112(1)
2. 論文標題 Pillar 2 as a De Facto New Revenue Allocation Mechanism	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Tax Notes International	6. 最初と最後の頁 23-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Takayuki Nagato	4. 巻 20(1)
2. 論文標題 Designing a Tax System that Encourages Innovation in Start-ups	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Public Policy Review	6. 最初と最後の頁 1-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57520/pripr.20-1-1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 152
2. 論文標題 スタートアップ企業によるイノベーションを促進する税制の設計のあり方	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 57-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57520/prifr.152.0_57	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 95
2. 論文標題 事業信託と課税 制度間競争の観点から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 トラスト未来フォーラム研究叢書「商事信託法と株式会社法の比較研究」	6. 最初と最後の頁 229-253
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 1583
2. 論文標題 財産評価基本通達と平等原則（最判令和4年4月19日）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト令和4年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 176-177
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤修二・伊藤剛志・白井美和子・長戸貴之	4. 巻 889
2. 論文標題 IFA日本支部：第15回ウェブセミナーの報告租税法の文理解釈の原則をめぐって 第二次納税義務に関する近時の高裁判決と延滞納税最高裁判決を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 租税研究	6. 最初と最後の頁 92-117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 517
2. 論文標題 法人の租税優遇措置 法人税	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 45-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 50
2. 論文標題 組織再編税制における租税回避：個別的否認規定の観点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 租税法研究	6. 最初と最後の頁 70-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 881
2. 論文標題 スタートアップ企業によるイノベーションを促進する税制の設計のあり方：令和5年度税制改正大綱を踏まえて	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 租税研究	6. 最初と最後の頁 145-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺徹也・酒井貴子・今村隆・長戸貴之	4. 巻 50
2. 論文標題 組織再編税制における租税回避（質疑応答）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 租税法研究	6. 最初と最後の頁 97-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 45
2. 論文標題 文献紹介 佐藤英明著『新版信託と課税』	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 信託法研究	6. 最初と最後の頁 123, 130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 56巻1号
2. 論文標題 企業支配権移転局面における課税繰延措置に関する一考察：株式交付などの株式対価M&Aを題材に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 学習院大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 131, 195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 214
2. 論文標題 株式を対価とする二段階買収における課税繰延措置：段階取引の法理の一側面	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 23, 27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 別冊ジュリスト252号
2. 論文標題 破産管財人の源泉徴収義務 (平成23・1・14 民集65巻1号1頁)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 倒産判例百選 (第6版)	6. 最初と最後の頁 38, 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 別冊ジュリスト252号
2. 論文標題 弁済による代位と財団債権性の承継 (東京高判平17.6.30金法1220号2頁)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 倒産判例百選 (第6版)	6. 最初と最後の頁 210, 210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 208
2. 論文標題 デラウェア州法に基づき設立されたLPSの 法人該当性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 19, 22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 26
2. 論文標題 利子控除を巡る租税政策とマクロ経済安定化: BEPS行動4とIMFの研究動向を踏まえて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 214, 218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 154巻3号
2. 論文標題 法人税法における役員給与 : エージェンシー理論を踏まえた検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 448, 485
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 154巻3号
2. 論文標題 判例批評 地域統括業務とタックス・ハイブン対策税制[最高裁平成29.10.24判決]	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 557, 575
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長戸貴之	4. 巻 201
2. 論文標題 相続税の課税方式の問題点と今後のあり方 : 課税根拠に応じた課税方式	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 44, 49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takayuki Nagato	4. 巻 32
2. 論文標題 Tax Losses and Excessive Risk Taking under Limited Liability: A Case Study of the TEPCO Bailout after the Fukushima Nuclear Disaster	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Columbia Journal of Asian Law	6. 最初と最後の頁 39,80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 長戸貴之
2. 発表標題 組織再編税制における租税回避 - - 個別的否認規定の観点から
3. 学会等名 租税法学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Takayuki Nagato
2. 発表標題 Tax Losses and Excessive Risk Taking under Limited Liability: A Case Study of the TEPCO Bailout after the Fukushima Nuclear Disaster
3. 学会等名 2019 Stanford International Junior Faculty Forum (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takayuki Nagato
2. 発表標題 The Case for Global Lower Rate Minimum Tax on Intangible Income
3. 学会等名 New York University School of Law Global/Emile Noel Fellows Forum (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takayuki Nagato
2. 発表標題 Tax Treatment of the TEPCO Bailout after the Fukushima Nuclear Disaster
3. 学会等名 Harvard Law School East Asian Legal Studies Roundtable (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takayuki Nagato
2. 発表標題 Tax Losses and Excessive Risk Taking under Limited Liability: A Case Study of the TEPCO Bailout after the Fukushima Nuclear Disaster
3. 学会等名 University of Virginia School of Law, Japan Scholar Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 中里 実、太田 洋、伊藤 剛志	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 332
3. 書名 デジタルエコノミーと課税のフロンティア (年末調整の簡素化の先にありうる申告手続)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------